

2026年9月1日

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示書面)

東京都品川区大崎一丁目11番2号
オイシックス株式会社
代表取締役社長 高島 宏平

オイシックス株式会社（以下「当社」といいます。）は、ORDフードサービスホールディングス株式会社（以下「OFH」といいます。）との間で、2026年7月23日付で締結した吸収合併契約に基づき、2026年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、OFHを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による本合併の差止請求手続の経過

OFHは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による反対株主の株式買取請求手続の経過

OFHは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による新株予約権買取請求手続の経過

OFHは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による債権者保護手続（債権者の異議）の経過

OFHは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対して、本合併に対する異議申述に関する公告を官報に掲載するとともに、知れている債権者に対して個別の催告を行いました。これに対し、所定の期間内に本合併に異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による本合併の差止請求手続の経過

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による反対株主の株式買取請求手続の経過

当社は、会社法第797条第3項及び第4項に基づき、2026年7月28日付の電子公告により、本合併に係る公告を行いました。なお、会社法第796条第3項に定める数の株式を保有する株主からの反対通知はありませんでした。また、本合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、会社法第797条第1項に基づく反対株主からの株式買取請求につき、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による債権者保護手続（債権者の異議）の経過

当社は、会社法第799条の規定に従い、2026年7月28日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日（2026年9月1日）をもって、吸収合併消滅会社であるOFHの一切の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2026年9月1日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

(1) OFHは、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。

(2) 当社は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第796条第3項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主はありませんでした。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示書面)

2026年7月28日

オイシックス株式会社

ORDフードサービスホールディングス株式会社

2026年7月28日

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示書面)

東京都品川区大崎一丁目11番2号

オイシックス株式会社

代表取締役社長 高島 宏平

東京都品川区大崎一丁目11番2号

ORDフードサービスホールディングス株式会社

代表取締役 高島 宏平

オイシックス株式会社（以下「オイシックス」といいます。）及びORDフードサービスホールディングス株式会社（以下「OFH」といいます。）は、それぞれ2026年7月23日付で吸収合併契約を締結し、オイシックスを吸収合併存続会社、OFHを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を、2026年9月1日を効力発生日として行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、オイシックスにおいては会社法第796条第2項に定める簡易合併、OFHにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当するため、いずれも株主総会の決議による承認を得ることなく行います。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価（株式その他の金銭等）の割当て及び交付は行いません。OFHは、オイシックスの完全子会社であり、オイシックスがその発行済株式（自己株式を除きます。）のすべてを保有していることから、金銭等の交付を行わないものとしており、かかる取扱いとは相当であると判断しております。

また、本合併により、オイシックスの資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

オイシックスは有価証券報告書提出会社であり、最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」等を通じてご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

i) 期末配当

オイシックスは、2026年5月14日を効力発生日として、オイシックスの普通株式1株につき金12円（総額416百万円）の剰余金の配当を行いました。

ii) 吸収合併消滅会社に対する債権放棄

オイシックスは、2026年7月23日開催の取締役会において、OFHに対して有する貸付金債権19,060百万円を、2026年8月31日をもって、放棄する旨を決議いたしました。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3記載のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

i) 吸収合併存続会社による債権放棄

オイシックスは、2026年7月23日開催の取締役会において、OFHに対して有する貸付金債権19,060百万円を放棄する旨を決議しており、これにより、OFHの債務超過状態は解消される見込みです。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後におけるオイシックスの資産額は負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後におけるオイシックスの収益及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、オイシックスの債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。なお、本合併に先立ち、オイシックスがOFHに対して保有する貸付金債権を放棄する予定ですが、かかる債権放棄は企業集団（連結グループ）全体の財政状態に影響を及ぼすものではなく、オイシックスの債務履行の見込みに支障を及ぼすものではありません。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずるまでの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示開始日以後に上記に掲げる事項に変更が生じた場合は、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1 吸収合併契約書

吸収合併契約書

オイシックス株式会社（以下「甲」という。）とORDフードサービスホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2026年7月23日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである

(1) 甲（吸収合併存続会社）

住所：東京都品川区大崎一丁目11番2号

商号：オイシックス株式会社

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

住所：東京都品川区大崎一丁目11番2号

商号：ORDフードサービスホールディングス株式会社

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年9月1日とする。

但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（合併承認決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本合併を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する甲の株主総会の決議を求める。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ、実行するものとする。

第8条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本契約書正本を1通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、甲がその原本、乙はその写しを保有するものとし、又は電磁的記録を行い、甲乙合意のうえ電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

2026年7月23日

甲 東京都品川区大崎一丁目11番2号
オイシックス株式会社
代表取締役社長 高島 宏平

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号
ORDフードサービスホールディングス株式会社
代表取締役 高島 宏平

別紙2 オイシックス株式会社の最終の事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、企業理念を「これからの食卓、これからの畑」と定め、食に関する社会課題をビジネスの手法で解決することをミッションとしています。お客様に、美味しく楽しく健康的な食生活を送っていただくためにはどうすれば良いかを考え、活動しています。

現在のように不安定な環境におきましては、生活インフラを担うサービスとしての自覚を一層強く持ち、皆様のお役に立てるよう尽力してまいります。

2025年10月のグループ再編に伴うB2Bサブスク事業（給食事業）の完全子会社化を機に、共通のサブスクリプションモデルを有するB2Cサブスク事業（食品宅配事業）とB2Bサブスク事業（給食事業）の両事業のシナジー創出を加速させています。すでに実施した製造、物流、システム、及びコーポレート各部門の統合により、製造ラインの稼働率向上やDX推進による生産性向上といった効果が着実に現れており、今後は商品開発から調達、製造、物流、そして食の提供に至る全工程を一体運営することで、持続的な成長サイクルを確立いたします。

2030年目標に向けては、B2Bサブスク事業（給食事業）における売上高の持続的な成長及び収益性改善による増収増益を主軸としつつ、B2Cサブスク事業（食品宅配事業）の収益性改善も並行して進めることで、トップラインの拡大と収益性改善の両立を力強く推進してまいります。

(B2Bサブスク事業)

国内の給食市場は、約5兆円と非常に大きく、高齢者施設や社食などを中心に安定的に推移している市場です。一方で、昨今の人材不足や原材料・人件費による利益圧迫により、食の質の低下が懸念されるなか、給食業者の業績悪化や再編の動きが顕在化しています。

中長期目標に向け、当社は、この市場再編の機会を捉え、ロールアップ型M&Aとオーガニック成長の両輪を推進し、B2Bサブスク事業の売上高の持続的な成長と収益性の改善に努め、給食業界におけるトッププレイヤーを実現してまいります。

【具体的な利益成長アクション】

1. 売上高の持続的な成長戦略（M&A/オーガニック）：

中長期でB2B領域のM&Aを中心に行う方針に基づき、直近ではシダックスホールディングスのフード事業を完全子会社化し、コア事業の中核として位置付けています。このようなロールアップ戦略による事業規模の急拡大と、オーガニック成長の掛け合わせにより、売上高の持続的な成長を目指します。

2. 収益性の改善戦略：

価格適正化の推進と店舗運営の標準化を徹底します。また、B2Cサブスク事業のノウハウを給食事業に展開し、「タイパ給食モデル」やAI・DXの活用による労務費削減を推進します。中長期的には、「タイパ給食モデル」の導入拡大や調達・物流の最適化を通じて成長投資の原資を確保し、収益性を改善することを目指します。

3. B2C知見を活用した商品開発：

「Kit Oisix」の累計販売2.5億食で培った知見と技術力を、今後の商品開発に最大限活用してまいります。この開発力を背景に、美味しさと品質を追求した高齢者施設向け完全調理品「元気ごはん」などの展開を強化し、給食事業の高付加価値化を推進してまいります。

(B2Cサブスク事業)

国内の食品宅配市場は約3兆円あり、今後も年成長率約3%が予想されており、順調に拡大が見込まれています。一方、当社のマーケットシェアは数%程度であり、グローバルの他社事例を踏まえても、国内事業

で引き続き成長できると考えています。また、食品市場全体におけるEC比率も約4%とまだまだニッチであり、他社サービスを含めた市場全体の活性化も見込まれています。

当社は、当該市場において、「スペシャリティ」×「サブスクリプション」の領域に特化したサービスを展開しており、付加価値が高い商品を生み出す契約生産者とのダイレクトネットワークやお客様インサイトに基づくサービス開発スキル等、当該領域において高い参入障壁を築いており、流通総額でNo.1の地位を確立しています。

【具体的な利益成長アクション】

中長期目標の実現に向け、国内B2Cサブスク事業では「超ラクKit」「デリOisix」等のサービス・商品の進化を継続してまいります。商品開発から販売に至るプロセスの細部までたゆまぬ改善を重ね、外部環境の変動に左右されない強固な収益基盤の構築を推進し、収益性の改善を目指します。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,899百万円（リース資産含む）で、その主なものはB2Cサブスク事業でのシステム関連投資等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 企業再編等の状況

当社は、2025年9月1日にシダックスコントラクトフードサービス株式会社、シダックスフードサービス株式会社、エス・ロジックス株式会社等と、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の株式を追加取得し、完全子会社といたしました。また、2025年10月1日にシダックスホールディングス株式会社の全株式を譲渡し、同社及びシダックス株式会社、大新東株式会社ほか子会社5社は、当社の連結子会社から除外されました。

なお、2026年3月1日付で連結子会社3社を合併（存続会社：シダックスフードサービス株式会社）したほか、2026年7月1日付（予定）で給食子会社の統合（合併）を行うことを決定しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2023年3月期)	第 27 期 (2024年3月期)	第 28 期 (2025年3月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	115,176	148,408	256,009	251,419
経 常 利 益 (百万円)	2,810	4,420	6,561	6,840
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)	1,807	4,108	3,638	4,527
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	49.45	112.38	103.13	130.34
総 資 産 (百万円)	64,502	143,709	134,564	108,137

(注) 第27期記載金額は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2023年3月期)	第 27 期 (2024年3月期)	第 28 期 (2025年3月期)	第 29 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	102,821	104,580	100,297	103,193
経 常 利 益 (百万円)	4,230	5,802	5,745	4,799
当 期 純 利 益 (百万円)	2,605	5,737	3,578	802
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	71.27	156.93	101.43	23.10
総 資 産 (百万円)	61,722	80,739	72,815	87,502

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率・ 出資割合	主要な事業内容
Three Limes, Inc. (The Purple Carrot)	16百万 米ドル	100.0% (100.0%)	米国におけるヴィーガン食材 宅配事業
Future Food Fund株式会社	15百万円	100.0%	投資事業管理
株式会社とくし丸	10百万円	90.0%	移動スーパー事業における提 携スーパーの開拓、販売パー トナーへのノウハウ提供
シダックスヒューマン＆フー ドサービス株式会社	100百万円	100.0% (100.0%)	事業子会社の経営指導及び間 接業務の受託
シダックスコントラクトフー ドサービス株式会社	100百万円	100.0% (100.0%)	企業・学校等の食堂の給食及 び管理業務の受託
シダックスフードサービス株 式会社	100百万円	100.0% (100.0%)	病院や高齢者施設、保育園等 の給食の受託
エス・ロジックス株式会社	90百万円	100.0% (100.0%)	外食産業に利用する食材、消 耗品の販売業
シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社	100百万円	100.0% (100.0%)	民間企業や地方自治体への施 設管理・運営及び主に小中学 校向けの給食業務のアウトソ ーシング受託
株式会社HiOLI	10百万円	57.8% (0.2%)	アイスクリーム製品、洋菓子 等の製造及び販売事業
株式会社アグリゲート	10百万円	54.3%	農産物、食料品製造販売事業
ボンディッシュ株式会社	69百万円	51.3%	飲食店の経営、キッチンレス 社食の運営等
株式会社豊洲漁商産直市場	40百万円	51.0%	水産品の仕入れ・卸売業
その他17社			

(注) 議決権比率・出資割合欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権又は出資割合の比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが認識している優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりです。

① お客さまの食ニーズに対する価値提案強化とパーソナライズ化

共働き世帯の増加による時短ニーズに加え、大容量やコスパなど、ライフスタイルや価値観の多様化が拡大しています。これに対応するため、「超ラクKit」や「たすだけシリーズ」、「デリOisix」など多様なニーズに応える商品展開を強化するとともに、蓄積されたデータとAIを活用したパーソナライズ型の商品提案を高度化し、顧客体験（CX）を深化させることが求められています。また、食材費や物流費の高騰が継続する中、独自性のある商品提案による顧客生涯価値（LTV）の最大化と、製造工程の内製化などのオペレーション改善による収益性の向上を両立させていく必要があります。

② ロールアップ型M&Aの推進と給食業界の構造的な収益力改善

国内給食市場は安定推移しているものの、深刻な人材不足や食材費・人件費の高騰により、給食業者の業績悪化や破綻が顕在化しています。当社は、ロールアップ型M&Aとオーガニック成長の両輪で事業規模を拡大し、業界においてトップティア入りを目指します。具体的には、B2C事業で培った商品開発ノウハウを活かした高齢者施設向け完全調理品「元気ごはん」や業務用ミールキットの導入により、省人化と高付加価値を両立する「タイパ給食モデル」を展開します。さらに、AIを活用した献立作成や需要予測、発注・シフト管理の自動化により運営の標準化を推進し、収益構造の改善を図ります。

③ 持続可能な食の未来の実現

世界的な気候変動や食品廃棄の増加、労働力不足など食を取り巻く課題が深刻化する中、持続可能な食の未来の実現に向け、環境、サプライチェーン、人的資本に関する課題に対応していく必要があります。

環境面では、サプライチェーン全体での温室効果ガス削減、PB商品への環境配慮型素材の導入や食品廃棄物のリサイクル推進による資源循環、さらに未利用・低利用原料の活用による川上の食品ロス削減に注力いたします。

サプライチェーン面では、主要サプライヤーへの行動規範浸透や人権デューデリジェンス体制の構築を基盤とし、代替タンパク質をはじめとする新たなサステナブル食材の研究開発を進め、生産者と共生する安定した食のインフラを構築してまいります。

人的資本面では、これらを推進する基盤として、専門職を含む女性管理職登用の推進やエンゲージメントの向上を図り、多様な人材がその能力を最大限に発揮しイノベーションを創出できる組織文化の醸成と人的資本の強化に努めます。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業部門	事業内容
B2Cサブスク	ウェブサイトやカタログによる一般消費者への有機野菜、特別栽培農産物、無添加加工食品等、安全性に配慮した食品・食材の販売
B2Bサブスク	保育園向け食材卸事業と、企業、官公庁、保育園等の食堂の給食及び管理業務や、病院入院患者を対象とした給食及び老人保健施設の給食や学校給食などの受託運営
社会サービス	放課後児童クラブ、児童館、図書館、道の駅等の施設管理及び運営、並びに民間企業からの各種アウトソーシング受託

(6) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

本社	：東京都品川区
ORD海老名ステーション	：神奈川県海老名市
ORD厚木冷凍ステーション	：神奈川県厚木市

② 子会社

Three Limes, Inc.(通称:The Purple Carrot)	：米国マサチューセッツ州
Future Food Fund株式会社	：東京都品川区
株式会社とくし丸	：徳島県徳島市
シダックスヒューマン&フードサービス株式会社	：東京都品川区
シダックスコントラクトフードサービス株式会社	：東京都調布市
シダックスフードサービス株式会社	：東京都調布市
エス・ロジックス株式会社	：東京都調布市
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	：東京都調布市
株式会社HiOLI	：東京都世田谷区
株式会社アグリゲート	：東京都品川区
ボンディッシュ株式会社	：東京都千代田区
株式会社豊洲漁商産直市場	：東京都大田区
その他17社	

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数(名)
B 2 C サ ブ ス ク	845 (926)
B 2 B サ ブ ス ク	2,623 (6,671)
社 会 サ ー ビ ス	4,387 (24,624)
そ の 他	341 (94)
合 計	8,196 (32,315)

(注) 使用人数は就業人員数であり、使用人数欄の(外書)は臨時使用人(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員等を除く)の年間平均雇用人員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
916 名	116名	41.1 歳	10.0 年

(注) 上記のほか、臨時使用人(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員等を除く)の年間平均雇用人員数は955名となります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

三井住友銀行	9,479 百万円
三菱UFJ銀行	4,000 百万円
農林中央金庫	4,000 百万円
りそな銀行	2,020 百万円
三井住友信託銀行	2,000 百万円
第四北越銀行	1,785 百万円
きらばし銀行	1,000 百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 71,411,200株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 36,940,000株 |
| (3) 株主数 | 17,086名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高 島 宏 平	4,847,200 株	13.96 %
STATE STREET BANK AND TRUST C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	2,922,559 株	8.41 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託 口）	2,759,900 株	7.95 %
THE BANK OF NEW YORK 133612	2,595,800 株	7.47 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,221,100 株	6.39 %
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	1,154,300 株	3.32 %
藤 田 和 芳	1,032,516 株	2.97 %
株 式 会 社 N T T ド コ モ	1,000,000 株	2.88 %
株 式 会 社 リ ク ル ー ト	1,000,000 株	2.88 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL N ON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	925,242 株	2.66 %

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から当社自己株式（2,207,156株）を控除し算出しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 株主数は前期末比で4,868名減少しております。
3. 2024年2月21日付で、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)から提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2024年2月15日現在の同社が保有する当社株式は3,536千株(発行済株式総数に対する割合10.18%)である旨が記載されています。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主を含めていません。
4. 2025年12月17日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー(Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC)から提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2025年12月16日現在の同社が保有する当社株式は3,528千株(発行済株式総数に対する割合10.16%)である旨が記載されています。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主を含めていません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 島 宏 平	株式会社ウェルカム（DEAN&DELUCA）取締役 株式会社とくし丸代表取締役会長 株式会社オイシクル代表取締役 株式会社新潟プロ野球団代表取締役会長 Oisix Hong Kong Co., Ltd. 董事 Oisix Inc. Director Three Limes, Inc. (Purple Carrot) Director 株式会社ベネッセコーポレーション社外取締役 一般社団法人東の食の会代表理事 一般社団法人EVIDENCE STUDIO共同代表理事 一般社団法人PDA代表理事 公益財団法人経済同友会幹事 シダックスコントラクトフードサービス株式会社代表取締役 シダックスフードサービス株式会社代表取締役 シダックスヒューマン＆フードサービス株式会社代表取締役
取 締 役	堤 祐 輔	当社執行役員 カラビナテクノロジー株式会社取締役 シダックスコントラクトフードサービス株式会社代表取締役 シダックスフードサービス株式会社代表取締役 エス・ロジックス株式会社代表取締役 ボンディッシュ株式会社社外取締役 シダックスヒューマン＆フードサービス株式会社取締役
取 締 役	小 崎 宏 行	当社執行役員 一般社団法人サステナブルキャリア支援協会理事 シダックスヒューマン＆フードサービス株式会社取締役
取 締 役	松 本 浩 平	当社執行役員 Future Food Fund株式会社代表取締役 株式会社日本農業取締役 株式会社豊洲漁産直市場取締役 株式会社HiOLI社外取締役 株式会社MiL社外取締役
取 締 役	花 田 光 世	三谷産業株式会社社外取締役 慶應義塾大学名誉教授 一般財団法人SFCフォーラム代表理事 一般社団法人キャリアアドバイザー協議会代表理事
取 締 役	田 中 仁	株式会社ジンズホールディングス代表取締役 株式会社ジンズ取締役 日本通信株式会社社外取締役 めぶくグラウンド株式会社社外取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	渡 部 純 子	株式会社リクルートIDポイントプロダクトサービス開発部部长 株式会社リクルート横断マーケティング部部长 株式会社リクルートクオリティマネジメント室室長 株式会社ロイヤリティマーケティング社外取締役 YUDAミルク株式会社社外取締役
取 締 役	櫻 井 稚 子	株式会社NTTドコモ執行役員 株式会社NTTドコモ・スタジオ&ライブ取締役 株式会社ジャパンナショナルスタジアム・エンターテインメント取締役 PlusW株式会社代表取締役社長 PlusW America Inc.代表取締役社長 株式会社You Meey代表取締役 株式会社愛知国際アリーナ取締役
取 締 役	小 脇 美 里	株式会社LYLA代表取締役
常 勤 監 査 役	乙 部 智 佳	－
監 査 役	諸 江 幸 祐	株式会社YUMEキャピタル代表取締役 株式会社いとはんジャパン代表取締役 アイエムエム・フードサービス株式会社社外取締役 レンティオ株式会社社外取締役
監 査 役	小 久 保 崇	弁護士法人小久保法律事務所代表社員 株式会社アズーム社外取締役 ナイス株式会社社外取締役 KANAMEL株式会社社外取締役 株式会社TalentX社外監査役 株式会社FOLIOホールディングス社外監査役
監 査 役	和 田 健 吾	株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役 株式会社じげん社外監査役 クラウドエース株式会社社外監査役 株式会社Gunosy社外監査役

- (注) 1. 取締役花田光世氏、田中仁氏、渡部純子氏、櫻井稚子氏及び小脇美里氏の5名は、社外取締役であります。
2. 監査役乙部智佳氏、諸江幸祐氏、小久保崇氏及び和田健吾氏の4名は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ・取締役櫻井稚子氏は、2025年4月1日付で、株式会社ジャパンナショナルスタジアム・エンターテインメントの取締役に就任いたしました。
 - ・代表取締役社長高島宏平氏は、2025年4月28日付で、公益財団法人経済同友会の幹事に就任いたしました。
 - ・代表取締役社長高島宏平氏は、2025年5月1日付で、シダックスコントラクトフードサービス株式会社及びシダックスフードサービス株式会社の代表取締役に就任いたしました。
 - ・代表取締役社長高島宏平氏は、2025年9月1日付で、シダックスヒューマン&フードサービス株式会社の代表取締役に就任いたしました。
 - ・取締役堤祐輔氏は、2025年9月1日付で、シダックスヒューマン&フードサービス株式会社の取締役に就任いたしました。

- ・取締役小崎宏行氏は、2025年9月1日付で、シダックスヒューマン＆フードサービス株式会社の取締役に就任いたしました。
 - ・代表取締役社長高島宏平氏は、2025年9月30日付で、シダックス株式会社及びシダックスホールディングス株式会社の代表取締役を退任いたしました。
 - ・取締役堤祐輔氏は、2025年9月30日付で、シダックス株式会社の取締役を退任いたしました。
 - ・取締役小崎宏行氏は、2025年9月30日付で、シダックス株式会社及びシダックスホールディングス株式会社の取締役を退任いたしました。
 - ・取締役松本浩平氏は、2025年9月30日付で、シダックスホールディングス株式会社の取締役を退任いたしました。
 - ・監査役和田健吾氏は、2026年3月25日付で、アルー株式会社の社外監査役を退任いたしました。
4. 当社は、取締役花田光世氏、田中仁氏、渡部純子氏、櫻井稚子氏及び小脇美里氏、並びに、監査役乙部智佳氏、諸江幸祐氏、小久保崇氏及び和田健吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役諸江幸祐氏は、長年にわたる投資業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役小久保崇氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通し、また長年にわたる投資業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 監査役和田健吾氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、M&Aや投資・ファイナンスの経験を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

2021年2月25日付取締役会で決定し、2022年5月26日付取締役会における指名・報酬委員会の設置に伴い所要の変更をしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責や業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、役位、担当職務、各期の業績、他社水準を踏まえて決定する固定報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された総額の範囲内で、役位、担当職務、各期の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受け、その権限の内容は基本報酬の額の決定とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役は、指名・報酬委員会で審議した内容を尊重して決定する。

以 上

② 指名・報酬委員会の設置

当社は、2022年5月26日付取締役会において、取締役会の諮問機関である任意の委員会「指名・報酬委員会」を設置することを決議し、同年6月から活動を開始しております。従来の役員報酬諮問会議を再編成したもので、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、委員3名のうち過半数を独立役員である社外取締役とすることで、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能のさらなる充実を図る趣旨となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役高島宏平氏が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、報酬原案を作成し、委員3名のうち過半数を独立役員である社外取締役から構成される指名・報酬委員会の諮問内容を尊重の上で報酬を決定するものです。これらの権限を委任した理由は、同氏が創業者として事業・人事・組織全般を把握し理解する一方、他社の社外役員や各種団体の理事等に就任し、指名・報酬委員会の諮問内容を尊重した上で決定することから、客観的な判断ができると期待できていることにあります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員は、人事組織に造詣の深い社外取締役花田光世氏を委員長とし、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を持つ社外取締役田中仁氏と代表取締役高島宏平氏として、3名の委員のうち過半数を独立役員である社外取締役により構成されていることから、その諮問内容は客観的妥当と信頼できるとわれ、報酬等がその諮問内容の尊重により決定されていることから、報酬等内容は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 報酬の実績

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	213百万円 (22百万円)	株主総会決議(2012年6月21日)による 取締役報酬限度額(年額)300百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	38百万円 (38百万円)	株主総会決議(2012年6月21日)による 監査役報酬限度額(年額)60百万円
計	11名	251百万円	

- (注) 1. 当事業年度末日における取締役の人数は9名、監査役は4名であります。
2. 取締役の支給人員は無報酬の社外取締役2名を除いております。
3. 取締役の報酬額は、2012年6月21日開催の第15期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
4. 監査役の報酬額は、2012年6月21日開催の第15期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役花田光世氏は、三谷産業株式会社社外取締役、慶應義塾大学名誉教授、一般財団法人SFCフォーラム代表理事及び一般社団法人キャリアアドバイザー協議会代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役田中仁氏は、株式会社ジズホールディングス代表取締役、株式会社ジズ取締役、日本通信株式会社社外取締役及びびめぶくグラウンド株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役渡部純子氏は、株式会社リクルートIDポイントプロダクトサービス開発部部长、同社横断マーケティング部部长、同社クオリティマネジメント室室長、株式会社ロイヤリティマーケティング社外取締役及びYUDAミルク株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役櫻井稚子氏は、株式会社NTTドコモ執行役員、株式会社NTTドコモ・スタジオ＆ライブ取締役、株式会社ジャパンナショナルスタジアム・エンターテインメント取締役、PlusW株式会社代表取締役社長、PlusW America Inc.代表取締役社長、株式会社You Meey代表取締役及び株式会社愛知国際アリーナ取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役諸江幸祐氏は、株式会社YUMEキャピタル代表取締役、株式会社いとはんジャパン代表取締役、アイエムエム・フードサービス株式会社社外取締役及びレンティオ株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小久保崇氏は、弁護士法人小久保法律事務所代表社員、株式会社アズーム社外取締役、ナイス株式会社社外取締役、KANAMEL株式会社社外取締役、株式会社TalentX社外監査役及び株式会社FOLIOホールディングス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役和田健吾氏は、株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役、株式会社じげん社外監査役、クラウドエース株式会社社外監査役及び株式会社Gunosy社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 花 田 光 世	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、人事・教育に関する学識経験者としての専門的知識や豊富な経験から適宜発言を行っております。
取締役 田 中 仁	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、長年の経営者としての幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
取締役 渡 部 純 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、E Cビジネス及び合弁会社を含む事業体の運営に関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
取締役 櫻 井 稚 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、食関連のコンテンツビジネス及びスポーツビジネスに関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
取締役 小 脇 美 里	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、マーケティング及びブランディングに関する幅広い知識と経験及び生活者・消費者の観点から適宜発言を行っております。
監査役 乙 部 智 佳	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、各種会社における管理部門・監査部門に関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 諸 江 幸 祐	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業経営及び投資市場を中心とした幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 小 久 保 崇	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士及び他社取締役等としての幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 和 田 健 吾	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士及び他社監査役等としての幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。

(注) 上記のほか、書面決議を5回行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款第29条及び同第39条に定めており、当社の社外取締役及び社外監査役いずれとの間においても当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額となっております。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、優秀な人財確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年10月更新の予定です。

イ 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ロ 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

ハ 被保険者の範囲

当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役及び執行役員であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	120 百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	127 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である課題調査業務を委託し対価を支払っております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬などについて会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定めるほか、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2006年10月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、その後当該基本方針については適宜見直しを実施しております。

2024年3月21日開催の取締役会において改定され、現在運用している内容は下記のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら又は当社の子会社の取締役等及び使用人をして、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、会議体自ら又は当社若しくは当社の子会社の取締役等及び使用人をして、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、取締役が主催する重要な会議に出席し意見を述べるができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

なお、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に関するリスク・マネジメントの観点から、各社内規程及びマニュアルにおいて該当する損失の危険の管理について定める。

リスク管理を専門的に取り扱う部署としてリスク管理委員会を設置し、関連部署と連携して、当社及び当社子会社の事業上及び経営上のリスクを把握し、リスクの分析・評価及び対策をまとめ、定期的に、取締役会及び監査役会に報告する。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、経営会議規程に基づき、常勤取締役及び指名された者により経営会議を開催し議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念を制定し企業活動の根本理念を明確にするとともに、使用人向けには、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準を定める。

当社及び当社子会社の使用人は、法令及び会社の定める規則（関連する規範を含む）あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、上司又は通報窓口に速やかに通報しなければならない。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社の業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続と内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対しその結果を報告する。

⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社の職務執行が効率的に行われる体制を構築するため関係会社支援規程を定め、これに基づき、当社に対し、当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を適時かつ適切に報告させる。

これに加えて、当社は、主要な当社子会社には取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役等の職務執行の監督及び監査を随時行うとともに当該派遣した者から当社子会社における業務執行に係る事項の報告を適宜受ける。

当社管理本部長は、当社子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。

内部監査室は、当社子会社各社における内部監査を実施し、当社子会社各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室及びその他必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また、監査役の職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。なお、当該報告を行ったことを理由として解雇その他一切のいかなる不利益な取り扱いを行わない。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人からの相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「内部通報窓口」という）を設け、違反行為の早期発見に努め、適切に対処する。

内部通報窓口の事務局は、内部通報窓口への通報状況とその処理の状況について監査役に報告する。

当社及び当社子会社は、「内部通報規程」を全ての役職員に周知徹底を図り、通報者に対し、解雇その他一切のいかなる不利益な取扱いを行わない。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社及び当社子会社の取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査基準において、監査役の権限を明確にするとともに、監査役は、内部監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

監査役は、職務の執行にあたり必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができ、また、当社及び当社子会社は監査役から職務の執行について生ずる所要の費用について請求を受けたときは、監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められるものを除き、速やかに精算処理する。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準、その他関連法令を遵守し、社内体制を整備するとともに、全ての役職員に周知徹底し、意識向上を図るとともに、当該有効性を定期的に評価する。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を謳った「反社会的勢力対策についての宣言」を定めており、新規取引開始時の取引先の属性チェックなどを実施することにより、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然防止に努めている。

また、当社及び当社子会社は反社会的勢力からの接触があった場合に備えて「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、管理本部を中心にその対応に当たることを定めるほか、必要とあれば早期に顧問弁護士や警察・暴追センターに相談し適切な措置を講ずる体制としている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び各種社内規程に従い、自ら率先して行動し、遵法やリスク管理に対応しております。

監査役は、取締役会や経営会議への出席を通じて、また会計監査人や内部監査室との情報交換を通じ発言をする機会を設け、当社業務の適正を確保するための体制を確認しております。

その他監査役の監査が実効的に行われるための人、費用等の体制を整えております。

使用人の職務執行については、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準（ハンドブック）を定め常時携帯できる形で全ての使用人に配布しております。

使用人が、法令及び各種社内規程に反する行為が行われていることを知った際の通報窓口の整備もしております。

内部監査室は、法令及び各種社内規程に則って社内の業務全般を常時監査し、社長に対しその結果を報告しております。

損失の危険の管理には、BCPマニュアルを制定し、定期的運用テストを実施しております。

財務報告の適正性を確保するため、評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備は、今後親会社である当社の内部監査室が定期的に監査を行い、管理本部と連携して改善に努めてまいります。

反社会的勢力排除に向けて、新規取引先及び、既存取引先の反社会的勢力チェックを定期的に行い、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係性が発生することを未然に防止しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。今後の持続的な成長のための投資財源の確保及び財務の健全性を維持しつつ、株主還元のさらなる充実を図るため、配当を実施する方針としております。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、中間配当制度を採用しており、配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会である旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	53,235	流 動 負 債	47,913
現金及び預金	21,263	買 掛 金	10,345
受 取 手 形	14	短 期 借 入 金	14,155
売 掛 金	23,678	1 年内返済予定の	1,663
商 品 及 び 製 品	2,753	長 期 借 入 金	
仕 掛 品	239	リ ー ス 債 務	1,295
原材料及び貯蔵品	1,859	未 払 金	6,535
未 収 入 金	1,674	未 払 費 用	7,395
そ の 他	2,014	未 払 法 人 税 等	2,277
貸 倒 引 当 金	△262	契 約 負 債	533
固 定 資 産	54,902	賞 与 引 当 金	1,182
有 形 固 定 資 産	23,437	ポ イ ン ト 引 当 金	122
建物及び構築物	1,685	そ の 他	2,406
機械装置及び運搬具	3,865	固 定 負 債	31,154
リ ー ス 資 産	16,920	長 期 借 入 金	9,058
建 設 仮 勘 定	41	リ ー ス 債 務	16,158
そ の 他	923	資 産 除 去 債 務	1,123
無 形 固 定 資 産	22,977	繰 延 税 金 負 債	4,608
顧 客 関 連 資 産	13,006	そ の 他	205
の れ ん	7,730	負 債 合 計	79,067
そ の 他	2,240	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	8,487	株 主 資 本	26,110
投資有価証券	3,680	資 本 金	3,995
敷金及び保証金	2,163	資 本 剰 余 金	6,456
繰延税金資産	2,381	利 益 剰 余 金	20,217
そ の 他	272	自 己 株 式	△4,559
貸 倒 引 当 金	△10	その他の包括利益累計額	1,212
		そ の 他 有 価 証 券	140
		評 価 差 額 金	
		為替換算調整勘定	1,072
		新 株 予 約 権	37
		非 支 配 株 主 持 分	1,709
		純 資 産 合 計	29,069
資 産 合 計	108,137	負 債 純 資 産 合 計	108,137

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025 年 4 月 1 日から)
(2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		251,419
売上原価		177,505
売上総利益		73,913
販売費及び一般管理費		66,574
営業利益		7,339
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	4	
団体定期配当金	185	
受取補償金	26	
為替差益	13	
助成金収入	30	
投資有価証券売却益	107	
その他	107	512
営業外費用		
支払利息	611	
持分法による投資損失	41	
投資事業組合損失	119	
その他	239	1,011
経常利益		6,840
特別利益		
関係会社株式売却益	2,292	
関係会社清算益	58	2,351
特別損失		
減損損失	1,707	
投資有価証券評価損	48	1,756
税金等調整前当期純利益		7,435
法人税、住民税及び事業税	3,592	
法人税等調整額	△762	2,830
当期純利益		4,604
非支配株主に帰属する当期純利益		77
親会社株主に帰属する当期純利益		4,527

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,995	8,053	23,736	△6,807	28,978
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△277		△277
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,527		4,527
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 消 却		△2,247		2,247	－
利益剰余金から資本剰余 金 へ の 振 替		2,114	△2,114		－
非支配株主との取引に係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		△1,526	△5,654		△7,180
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減		63			63
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,596	△3,519	2,247	△2,867
当 期 末 残 高	3,995	6,456	20,217	△4,559	26,110

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株 予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	214	1,188	1,403	75	9,030	39,487
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△277
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						4,527
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 消 却						－
利益剰余金から資本剰 余 金 へ の 振 替						－
非支配株主との取引に係 る 親 会 社 の 持 分 変 動						△7,180
連結子会社の増資によ る 持 分 の 増 減						63
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）	△74	△116	△190	△37	△7,320	△7,549
当 期 変 動 額 合 計	△74	△116	△190	△37	△7,320	△10,417
当 期 末 残 高	140	1,072	1,212	37	1,709	29,069

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 29社

連結子会社の名称

Three Limes, Inc. (通称：The Purple Carrot)
Future Food Fund株式会社
株式会社とくし丸
シダックスヒューマン&フードサービス株式会社
シダックスコントラクトフードサービス株式会社
シダックスフードサービス株式会社
エス・ロジックス株式会社
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
株式会社HiOLI
株式会社アグリゲート
ボンディッシュ株式会社
株式会社豊洲漁産直市場
その他17社

なお、連結子会社である株式会社ノンピは、2026年1月1日付でボンディッシュ株式会社に社名変更しております。

(連結範囲の重要な変更)

当連結会計年度において、新設分割によりORDフードサービスホールディングス株式会社及び、シダックスヒューマン&フードサービス株式会社を設立したため、同社を連結の範囲に含めております。また、シダックスホールディングス株式会社、シダックス株式会社及び大新東株式会社ほか5社について、保有持分のすべてを売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

非連結子会社の数 6社

非連結子会社の名称

玉野学校給食サービス株式会社
国立泉学校給食株式会社
野村学校給食サービス株式会社
町田中学校給食サービス株式会社
うるま石川学校給食サービス株式会社
町田ダイバーシティースクール株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び持分法を適用した関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 3 社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社日本農業

株式会社ウェルカム

株式会社新潟プロ野球団

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社等の名称

会社名

玉野学校給食サービス株式会社

国立泉学校給食株式会社

野村学校給食サービス株式会社

町田中学校給食サービス株式会社

うるま石川学校給食サービス株式会社

町田ダイバーシティースクール株式会社

株式会社シダックスホスピタリティーマネジメント

医療介護ネットワーク協同組合

おおたかの森PFI株式会社

堀兼学校給食株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも小規模であり、連結会社との取引高相殺消去後の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）については、全体としても連結計算書類に与える影響が軽微であり、重要性が無いため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海愛宜食食品貿易有限公司、Oisix Inc.、Three Limes, Inc.、YOKO STREET, INC.、Future Food Fund 2 号投資事業有限責任組合、株式会社HiOLI、ボンディッシュ株式会社及び株式会社アグリゲートの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、上海愛宜食食品貿易有限公司、Oisix Inc.、Three Limes, Inc.、YOKO STREET, INC.、株式会社HiOLI、ボンディッシュ株式会社及び株式会社アグリゲートについては同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。Future Food Fund 2 号投資事業有限責任組合については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、当連結会計年度より株式会社アグリゲートについては11月30日から12月31日、ボンディッシュ株式会社については2月28日から12月31日へ決算期を変更しております。この決算期変更に伴い当連結会計年度において、2025年3月1日から2025年12月31日までの10か月間を連結しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

主として、当社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～29年

機械装置及び運搬具 1～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。また、のれんについては、4～20年の定額法により償却を行っており、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（5～27年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

当社及び連結子会社は、販売促進を目的とするポイント制度に基づき、アクションポイントとして顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度の末日において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点又は一定の期間にわたって当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識に関する注記）に記載のとおりであります。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理することとしております。

グループ通算制度の適用

一部の連結子会社は、当連結会計年度の期中においてグループ通算制度を適用しておりましたが、組織再編により2025年10月1日付で連結除外となったため、当連結会計年度末時点においてグループ通算制度を適用する連結会社はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

連結計算書類に関して、特に重要な会計上の見積りを伴う項目は以下のとおりであります。

1. シダックスヒューマン&フードサービス株式会社に係るのれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	7,685百万円
顧客関連資産	13,006百万円

なお、当該のれん及び顧客関連資産に関して、当連結会計年度において減損損失は発生しておりません。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当該のれん及び顧客関連資産は、従来から計上していたシダックス株式会社に係るのれん及び顧客関連資産のうち、当社が支配を継続する事業（フードサービス事業及び社会サービス事業）に係るのれん及び顧客関連資産であります。これらは、当該事業を取得した際に、受入資産及び引受負債のうちみなし取得日時点で識別可能なものに対して時価を基礎として配分し、取得原価と取得原価の配分額との差額をのれんとして計上しております。顧客関連資産は、インカムアプローチのうち超過収益法を評価モデルとしています。

(3) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

顧客関連資産は事業計画等に基づき算出し、差額としてのれんを算出しております。これらの算出における主要な仮定は、売上成長率及び物価高騰であります。

主要な仮定	内容
売上成長率	実績に基づく成長率に加えて、中期的な売上高目標に向けた道筋を反映し見込んでいる。
物価高騰	主に食材や消耗品等に係る原材料価格の高騰が継続するとして、想定されるコストアップ額を見積りに織り込んでいる。

(4) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

のれん及び顧客関連資産の評価、それらの耐用年数あるいは償却年数に関して、シダックスヒューマン&フードサービス株式会社を取り巻く経済状況及び同社の経営状況の変化があった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	10 百万円
保証金	36 百万円
合計	46 百万円

(2) 担保に係る債務

買掛金	19 百万円
合計	19 百万円

(注) 上記のほか、おたかの森 P F I 株式会社の債務に対して関係会社株式 5 百万円、堀兼学校給食株式会社の債務に対して関係会社株式 16 百万円を差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 9,687 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、(収益認識に関する注記)に記載のとおりであります。

なお、当該注記事項における売上高には、顧客との契約から生じる収益に加え、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく収益等が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期 首 の 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
発行済株式				
普通株式	38,028,092 株	－ 株	1,088,092 株	36,940,000 株
合計	38,028,092 株	－ 株	1,088,092 株	36,940,000 株
自己株式				
普通株式 (注)	3,295,174 株	74 株	1,088,092 株	2,207,156 株
合計	3,295,174 株	74 株	1,088,092 株	2,207,156 株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加74株は、期中の単元未満株式の買取りによる増加74株によるものであります。また、普通株式の発行済株式数及び自己株式の減少1,088,092株は、期中の自己株式消却によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2025年10月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	277百万円	8円	2025年9月30日	2025年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	416百万円	12円	2026年3月31日	2026年5月14日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、事業活動に必要な資金は内部資金の活用を基本としておりますが、必要に応じて資本市場からの資金調達及び金融機関からの借入による調達も行っております。

売掛金及び受取手形に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であり、投資先の事業リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについて、株式については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、債券については、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

なお、デリバティブは利用しない方針としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等（連結貸借対照表計上額2,910百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	769	769	－
資産計	769	769	－
(2) 長期借入金	(10,722)	(10,418)	(303)
(3) リース債務	(17,453)	(16,006)	(1,446)
負債計	(28,175)	(26,424)	(1,750)

- (注) 1. （*）負債に計上されているものについては、（）で示しております。
2. （2）長期借入金と(3)リース債務の残高には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
其他有価証券				
株式	564	－	－	564
その他	－	－	204	204
合計	564	－	204	769

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	－	10,418	－	10,418
(2) リース債務	－	16,006	－	16,006
負債計	－	26,424	－	26,424

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他は非上場株式の新株予約権であります。金額的重要性が小さいものは帳簿価額をもって時価としており、また投資時期と連結会計年度末が近く、時価と帳簿価額が近似すると考えられるものは帳簿価額をもって時価としており、これらはレベル3の時価に分類しております。

長期借入金・リース債務

これらの時価は、元金金の支払見込額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、これらの残高には1年以内に返済するものを含んでおります。

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年6月26日の取締役会において、当社が株式の66%を保有する連結子会社である、シダックスホールディングス株式会社、及びシダックス株式会社の会社分割（新設分割）を行い、分割承継会社の株式の100%を取得することで、B2Bサブスク事業（給食事業）を展開する、シダックスコントラクトフードサービス株式会社、シダックスフードサービス株式会社、エス・ロジックス株式会社等と、社会サービス事業を展開するシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を完全子会社化することについて決議いたしました。当該決議に基づき、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年9月1日付で分割承継会社株式の発行済株式の100%を取得いたしました。

(1) 取引の概要

新設分割

① 分割の対象となった会社の名称及び事業の内容

分割当事企業の名称：シダックスホールディングス株式会社

事業の内容：シダックス株式会社の持株会社

分割当事企業の名称：シダックス株式会社

事業の内容：フードサービス事業、車両運行サービス事業、社会サービス事業等

② 企業結合日

2025年9月1日

③ 企業結合の法的形式

シダックスホールディングス株式会社及びシダックス株式会社を分割会社とし、新たに設立するORDフードサービスホールディングス株式会社及びシダックスヒューマン＆フードサービス株式会社を新設会社とする新設分割による会社分割であります。

④ 結合後企業の名称

ORDフードサービスホールディングス株式会社、シダックスヒューマン＆フードサービス株式会社

子会社株式の追加取得

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：ORDフードサービスホールディングス株式会社

事業の内容：シダックスヒューマン＆フードサービス株式会社の持株会社

② 企業結合日

2025年9月1日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は34.0%であります。当該追加取得は、結合当事企業との企業文化の統合と課題解決のスピードを加速し、早期に事業成長や収益性改善を図るために行ったものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,498百万円
取得原価		1,498百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1,498百万円

（子会社株式の譲渡）

当社は2025年6月26日開催の取締役会において、連結子会社であるシダックスホールディングス株式会社の全株式を譲渡することを決議し、2025年10月1日付で株式を譲渡いたしました。これにより、シダックスホールディングス株式会社及び同子会社である大新東株式会社は当社の連結子会社から除外されました。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

シダックスホールディングス株式会社

② 分離した事業の内容

シダックス株式会社の持株会社、車両運行事業等

③ 事業分離を行った主な理由

当社は2024年1月にシダックスホールディングス株式会社を連結子会社化し、従業員の出向や協業等により、シダックス株式会社及び当社が持つ経営資源や事業ノウハウの共有化によるシナジーの創出に向けて活動を進めてまいりました。一方で、人材不足や原材料費の高騰などの課題に直面し、給食業界における再編の動きが進むなかで、B2Bサブスク事業の成長や収益性の改善、また組織体制の強化など、取り組むべき課題は多いと認識しております。こうした状況のなかでシダックス株式会社のB2Bサブスク事業を完全子会社化することで、企業文化の統合や課題解決のスピードを更に加速し、早期に事業成長や収益性改善を実現できると考えております。また、B2Bサブスク事業と親和性の高い学校給食事業を持つ社会サービス事業も取得し、シナジー効果を発揮しやすい状態を作ることができると考えております。一方、車両その他事業を譲渡することで、当社は、コア事業であるB2Cサブスク事業・B2Bサブスク事業により注力して事業推進に取り組んでまいります。

④ 事業分離日

2025年10月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

関係会社株式売却益 2,292百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	11,973百万円
固定資産	20,951 //
資産合計	32,924 //
流動負債	6,535 //
固定負債	5,096 //
負債合計	11,631 //

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

車両運行サービス、その他

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、下記に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	B2C サブスク	B2B サブスク	社会 サービス	車両運行 サービス (注) 3	計		
売上高							
宅配 (Oisix)	60,114	－	－	－	60,114	－	60,114
宅配 (大地を守る会)	10,179	－	－	－	10,179	－	10,179
宅配 (らでいっしゅぼーや)	16,675	－	－	－	16,675	－	16,675
宅配(Purple Carrot)	7,317	－	－	－	7,317	－	7,317
給食 (ライフケア)	－	33,913	－	－	33,913	－	33,913
給食 (コントラクト)	－	25,112	－	－	25,112	－	25,112
給食 (学校給食)	－	18,219	－	－	18,219	－	18,219
すくすくOisix	－	2,552	－	－	2,552	－	2,552
学童保育	－	－	27,630	－	27,630	－	27,630
その他社会サービス	－	－	12,718	－	12,718	－	12,718
役員車両管理	－	－	－	6,132	6,132	－	6,132
一般車両管理	－	－	－	5,758	5,758	－	5,758
旅客運送	－	－	－	2,658	2,658	－	2,658
その他	－	3,426	－	－	3,426	18,938	22,365
顧客との契約から生じる収益	94,286	83,223	40,349	14,549	232,408	18,938	251,346
その他の収益 (注) 2	－	－	－	－	－	73	73
外部顧客への売上高	94,286	83,223	40,349	14,549	232,408	19,011	251,419

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、他社 E C 支援事業や移動スーパー事業、投資事業を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）」に基づく収益であります。

3. 車両運行サービス事業及びその他事業に分類していたシダックスホールディングス株式会社及びシダックス株式会社、大新東株式会社ほか子会社 5 社の全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外したため、2025年4月1日から2025年9月30日までの業績を表示しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

主なサービス内容

B2Cサブスク	食品等宅配事業
B2Bサブスク	オフィス・工場等の社員食堂、学校給食業務、学校等の学生食堂の受託運営 学生寮・社員寮の食堂の受託運営 レストラン・社員クラブの受託運営 売店の受託運営 病院・診療所入院患者を対象とした給食、及び病院内職員食堂・外来レストランの受託運営 保育園向け食材等卸販売と、保育園、幼稚園、及び特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害者施設等の給食の受託運営
社会サービス	公共施設の運営管理 放課後児童健全育成事業・放課後児童クラブの運営 寮、保養所の運営管理 事務、管理業務 地域観光施設の運営管理
車両運行サービス	企業の役員車等の運転管理 顧客が所有する自家用自動車の運転管理 コミュニティバス・路線バス等の運転管理 貸切バス等の旅客運送

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主要な事業であるB2Cサブスクは、食品等の販売を主な事業内容としており、これら商品の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主に宅配事業における商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

B2Bサブスク、社会サービス、車両運行サービスにおける役務の提供は、当社及び連結子会社とサービス提供先との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、契約期間にわたって継続的に役務を提供しております。当該履行義務については、契約期間にわたり顧客に対し契約に基づく役務を提供することにより充足されるため、一定の期間にわたり充足する履行義務としております。

また、顧客は、契約に定められた月額料金やサービス提供料に応じた利用料金を当社及び連結子会社に支払うことになっており、当該履行義務が充足される契約期間にわたり、各月の収益として計上しております。

B2Bサブスクにおける保育園向け食材卸事業は商品販売事業です。また、社員食堂、学生食堂、職員食堂、レストラン、売店の受託運営、社会サービスにおける公共施設の運営管理、地域観光施設の運営管理においても、商品販売を行っております。これらの商品販売においては、約束した財を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、B2Cサブスクにかかる商品販売取引の対価は履行義務を充足してから概ね60日以内に受領しており、また、B2Bサブスク、社会サービス、車両運行サービスにおける役務提供に対する対価については、各月における履行義務の充足後、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は概ね30日以内となっており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	25,946百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	23,693百万円
契約負債(期首残高)	499百万円
契約負債(期末残高)	533百万円

契約負債は、主に当社及び連結子会社の販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員の商品購入に伴い付与したポイントの期末日時点の残高に、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分をしたもの及び社会サービスに係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は499百万円であります。また、契約負債の増加額は、主にポイントの付与によるもの及び社会サービスに係る顧客からの前受金の増加によるものです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

事業の種類	場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)
B2C サブスク	米国	—	のれん	278
			商標権	110
B2B サブスク	関東	店舗	その他	1
	関東	その他	その他	49
	関東	—	のれん	379
	中部	店舗	その他	0
	近畿	店舗	その他	0
	四国	店舗	その他	7
	四国	店舗等	その他	0
社会 サービス	関東	店舗等	その他	0
	関東	その他	その他	2
	中部	店舗等	その他	7
	近畿	店舗等	その他	1
	四国	店舗等	その他	1
車両運行 サービス	関東	その他	その他	6
その他	関東	海外事業の事業用資産	その他	9
	関東	店舗等	建物及び構築物	131
	関東	店舗等	機械及び装置	4
	関東	店舗等	その他	22
	関東	—	のれん	692
計				1,707

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業単位を基準としてグルーピングを行っております。

その結果、収益性の悪化により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,707百万円）として特別損失を計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零として算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	786円67銭
1株当たり当期純利益	130円34銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,058	流 動 負 債	29,625
現 金 及 び 預 金	11,533	買 掛 金	4,938
売 掛 金	10,152	短 期 借 入 金	14,000
商 品 及 び 製 品	2,031	1年内返済予定の長期	
仕 掛 品	231	借 入 金	1,569
原材料及び貯蔵品	844	リ ー ス 債 務	1,246
未 収 入 金	1,329	未 払 金	4,472
前 渡 金	11	未 払 費 用	954
前 払 費 用	622	未 払 法 人 税 等	1,404
関係会社短期貸付金	5,080	未 払 消 費 税 等	578
そ の 他	465	契 約 負 債	198
貸 倒 引 当 金	△242	預 り 金	88
固 定 資 産	55,444	ポ イ ン ト 引 当 金	122
有 形 固 定 資 産	22,890	そ の 他	51
建 物	1,403	固 定 負 債	25,795
構 築 物	28	長 期 借 入 金	8,573
機 械 及 び 装 置	3,806	リ ー ス 債 務	16,068
車 両 運 搬 具	8	資 産 除 去 債 務	1,000
工具、器具及び備品	796	そ の 他	153
リ ー ス 資 産	16,806	負 債 合 計	55,420
建 設 仮 勘 定	39	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,431	株 主 資 本	31,940
商 標 権	0	資 本 金	3,995
ソ フ ト ウ ェ ア	1,227	資 本 剰 余 金	7,876
ソフトウェア仮勘定	202	資 本 準 備 金	7,876
投資その他の資産	31,122	利 益 剰 余 金	24,628
投 資 有 価 証 券	940	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,628
関 係 会 社 株 式	8,462	繰 越 利 益 剰 余 金	24,628
関係会社長期貸付金	20,503	自 己 株 式	△4,559
敷 金 及 び 保 証 金	1,687	評 価 ・ 換 算 差 額 等	141
繰 延 税 金 資 産	212	そ の 他 有 価 証 券 評 価	
そ の 他	19	差 額 金	141
貸 倒 引 当 金	△704	純 資 産 合 計	32,081
資 産 合 計	87,502	負 債 純 資 産 合 計	87,502

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から)
(2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		103,193
売 上 原 価		53,154
売 上 総 利 益		50,038
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		44,489
営 業 利 益		5,549
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	306	
為 替 差 益	17	
受 取 補 償 金	26	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	107	
そ の 他	70	529
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	427	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	704	
そ の 他	147	1,279
経 常 利 益		4,799
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	2,079	2,079
特 別 損 失		
減 損 損 失	9	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,108	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	35	4,153
税 引 前 当 期 純 利 益		2,725
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,037	
法 人 税 等 調 整 額	△114	1,922
当 期 純 利 益		802

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	3,995	7,876	133	8,009	26,218	26,218
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△277	△277
当 期 純 利 益					802	802
自己株式の取得						
自己株式の消却			△2,247	△2,247		
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,114	2,114	△2,114	△2,114
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△133	△133	△1,589	△1,589
当 期 末 残 高	3,995	7,876	-	7,876	24,628	24,628

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△6,807	31,416	191	191	31,607
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△277			△277
当 期 純 利 益		802			802
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の消却	2,247	-			-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-			-
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額）			△49	△49	△49
当 期 変 動 額 合 計	2,247	524	△49	△49	474
当 期 末 残 高	△4,559	31,940	141	141	32,081

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～21年

構築物 8年～18年

機械及び装置 2年～12年

車両運搬具 1年～4年

工具、器具及び備品 1年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、アクションポイントとして顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、食品等の販売を主な事業内容としており、これら商品の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主に宅配事業における商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類に関して、特に重要な会計上の見積りを伴う項目は以下のとおりであります。

ORDフードサービスホールディングス株式会社の株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表の「関係会社株式」には、連結子会社であるORDフードサービスホールディングス株式会社の株式の帳簿価額6,885百万円が含まれております。当該株式は、連結注記表の（企業結合等に関する注記）に記載の組織再編により貸借対照表に計上しております。なお、当該株式に関して、当事業年度において関係会社株式評価損は発生しておりません。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法を採用しておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を当期の損失として処理しております。

組織再編により当期に計上したORDフードサービスホールディングス株式会社の株式の帳簿価額は、同社及びシダックスヒューマン＆フードサービス株式会社等の傘下の会社の超過収益力等を反映しており、将来において超過収益力等が減少することで株式の実質価額が著しく低下することがあり得ます。このような場合には、発行会社の財政状態の悪化がないとしても、将来の期間にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合には、減損処理をいたします。

(3) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定については、「連結計算書類 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」をご参照ください。

(4) 翌事業年度の計算書類に与える影響

ORDフードサービスホールディングス株式会社及び同社の連結子会社を取り巻く経済状況及び同社の経営状況の変化により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	10 百万円
保証金	36 百万円
合計	46 百万円

(2) 担保に係る債務

買掛金	19 百万円
合計	19 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	8,439 百万円
---------	-----------

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,555 百万円
短期金銭債務	528 百万円
長期金銭債権	19,479 百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,504 百万円
仕入高	1,980 百万円
販売費及び一般管理費	756 百万円
営業取引以外の取引による取引高	162 百万円

(2) 関係会社株式評価損

Oisix Inc.	2,567 百万円
株式会社HiOLI	1,014 百万円
ボンディッシュ株式会社	499 百万円
Oisix Hong Kong Co.,Ltd.	26 百万円
合計	4,108 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,207,156 株
------	-------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	38 百万円
契約負債	54 百万円
貸倒引当金	298 百万円
未払事業税	98 百万円
減損損失	8 百万円
減価償却超過額	35 百万円
リース取引に係る申告調整	128 百万円
資産除去債務	315 百万円
関係会社株式	2,180 百万円
投資有価証券	200 百万円
その他	29 百万円
小計	3,388 百万円
評価性引当額	△2,919 百万円
繰延税金資産合計	468 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△191 百万円
その他有価証券評価差額金	△65 百万円
繰延税金負債合計	△256 百万円
繰延税金資産の純額	212 百万円

(収益認識に関する注記)

「収益を理解するための基礎となる情報」については、「連結計算書類 連結注記表（収益認識に関する注記）」に記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権の 所有（被 所有）割 合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	ORDフードサー ビスホールディ ングス(株)	100 百万円	持株会社	100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	19,060	長期 貸付金	19,000
								短期 貸付金 (注1)	60
						利息の受取 (※1)	153	未収利息	104
子会社	シダックスヒュ ーマン＆フード サービス(株)	100 百万円	事業子会社 の経営指導	(100)	資金の貸付 役員の兼任	業務の受託 (※2)	910	売掛金	1,001
						資金の貸付	500	短期 貸付金 (注1)	500
						利息の受取 (※1)	1	未収利息	1
子会社	シダックスフー ドサービス(株)	100 百万円	給食業務の 受託	(100)	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	985	短期 貸付金 (注1)	1,300
						利息の受取 (※1)	5	未収利息	4
子会社	シダックスコン トラクトフード サービス(株)	100 百万円	給食業務の 受託	(100)	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,028	短期 貸付金 (注1)	1,200
						利息の受取 (※1)	5	未収利息	5
子会社	シダックス大新 東ヒューマンサ ービス(株)	100 百万円	社会サービ ス事業	(100)	資金の貸付	資金の貸付	1,971	短期 貸付金 (注1)	1,700
						利息の受取 (※1)	12	未収利息	9

(注) 1. 短期資金の貸付は、主に連結グループの資金効率向上を目的として反復的に取引が行われていることから、取引金額は期中の概算平均残高を記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 受取利息につきましては、当社の借入金利に基づき決定しております。

(※2) 業務受託につきましては、前年度実績等に基づき每期決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	923円68銭
1株当たり当期純利益	23円10銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書	
2026年5月19日	
オイシックス・ラ・大地株式会社	
取締役会御中	
有限責任監査法人 トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 桐 光 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 山 顕 司
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オイシックス・ラ・大地株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイシックス・ラ・大地株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。	
連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	

に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

オイシックス・ラ・大地株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 桐 光 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 山 顕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オイシックス・ラ・大地株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

オイシックス・ラ・大地株式会社 監査役会

常勤監査役 乙 部 智 佳 ⑩

社外監査役 諸 江 幸 祐 ⑩

社外監査役 小久保 崇 ⑩

社外監査役 和 田 健 吾 ⑩

(注) 監査役乙部智佳、監査役諸江幸祐、監査役小久保崇及び監査役和田健吾は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第29期 事業報告の附属明細書

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

会社役員の重要な兼職の状況の明細

事業報告「4. 会社役員の状況」に記載のとおりとする。

第29期 計算書類に係る附属明細書

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

計算書類に係る附属明細書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当 増 加 額	当 減 少 額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却 額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建 物	2,407	34	2	2,439	1,035	139	1,403
	構 築 物	44	0	—	45	16	3	28
	機 械 及 び 装 置	5,355	114	—	5,470	1,663	450	3,806
	車 両 運 搬 具	30	0	—	31	22	8	8
	工具、器具及び 備 品	1,453	32	9	1,475	679	164	796
	リ ー ス 資 産	21,843	3	19	21,827	5,021	1,289	16,806
	建 設 仮 勘 定	—	40	1	39	—	—	39
	計	31,134	227	32	31,329	8,439	2,055	22,890
無形 固定 資産	商 標 権	6	—	—	6	6	0	0
	ソ フ ト ウ ェ ア	5,764	284	11 (9)	6,037	4,810	606	1,227
	ソフトウェア仮 勘 定	93	386	277	202	—	—	202
	計	5,864	671	289 (9)	6,247	4,816	606	1,431

(注) 1. 主な増加は以下のとおりです。

機械及び装置	京都ダイニングセンター	66百万円
ソフトウェア	販売管理システム	201百万円

2. 「当期減少額」の欄（ ）は内数であり、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金（流動）	218	242	213	5	242
ポイント引当金	109	122	59	50	122
貸倒引当金（固定）	58	704	58	—	704

(注) 当期減少額の「その他」は、洗替による戻入額であります。また、貸倒引当金（固定）の当期増加額は、関係会社貸付金に対する引当計上のためであります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	251	
給 料	8,163	
派 遣 社 員 費	212	
法 定 福 利 費	1,209	
消 耗 品 費	221	
賃 借 料	1,208	
業 務 委 託 外 注 費	4,914	
販 売 促 進 費	2,686	
広 告 宣 伝 費	5,071	
荷 造 運 賃 発 送 費	11,519	
梱 包 資 材 費	1,103	
減 価 償 却 費	2,543	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	221	
ポ イ ン ト 引 当 金 繰 入 額	72	
通 信 費	458	
支 払 手 数 料	1,749	
決 済 手 数 料	1,573	
そ の 他	1,306	
計	44,489	

以 上

別紙 3 ORDフードサービスホールディングス株式会社の最終の事業年度に係る計算書類等の内容

第 1 期 事業報告

自 2025年9月 1 日
至 2026年3月31日

ORDフードサービスホールディングス株式会社

会社の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の状況

当社はシダックスヒューマン&フードサービス株式会社の株式の取得及び保有を主たる目的として、令和7年9月1日に、シダックスホールディングス株式会社から新設分割型分割により設立された株式会社です。

当事業年度においては、シダックスヒューマン&フードサービス株式会社へ経営指導を行った結果、経常損失は149,783千円、当期純損失は149,823千円となりました。

2. 直前事業年度の財産及び損益の状況

	第1期 (当事業年度)
売上高(千円)	7,000
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△149,783
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△149,823
一株当たり当期純利益又は一株当たり純損失(△)(円)	△15
総資産(千円)	18,288,031
純資産(千円)	△879,350
一株当たり純資産額(円)	△91

3. 資金調達の状況

当社は、親会社であるオイシックス・ラ・大地株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結しており、令和8年3月31日時点の借入残高は19,060,000千円となっております。

4. 会社に対処すべき課題

特記すべき事項はありません。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
オイシックス・ラ・大地株式会社	3,995	100.0	食品販売・給食受託

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率	主要な事業内容
シダックスヒューマン&フードサービス株式会社	100	100.0	持株会社
シダックスコントラクトフードサービス株式会社	100	(100.0)	給食業

シダックスフードサービス株式会社	100	(100.0)	給食業
エス・ロジックス株式会社	90	(100.0)	食材販売業
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	100	(100.0)	社会サービス事業、自家用自動車管理事業
シダックスフードサービス北海道株式会社	10	(100.0)	給食業
国内フードサービス株式会社	16.5	(100.0)	給食業
株式会社旬菜	1	(100.0)	給食業

(注)出資比率欄の()内は当社の間接所有による出資比率であります。

6. 主要な営業所

本社 東京都品川区大崎一丁目11番2号

7. 使用人の状況

使用人数 0名

8. 会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数 普通株式 9,642,926株

(2)株主数 1名

(3)大株主

株主名	持株数	持株比率
オイシックス・ラ・大地株式会社	普通株式 9,642,926株	100.0%

9. 会社役員に関する事項

地位及び担当	氏名	兼務する他の会社名	兼務の内容	摘要
代表取締役	高島 宏平	オイシックス・ラ・大地株式会社	代表取締役	
取締役	小崎 宏行	オイシックス・ラ・大地株式会社	取締役	
	松本 浩平	オイシックス・ラ・大地株式会社	取締役	
監査役	地主 尚和	シダックスヒューマン&フードサービス株式会社	監査役	

10. 会計監査人の状況

当社は会計監査人設置会社ではございません。

第1期 計算書類

自 2025年9月 1 日
至 2026年3月31日

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

ORDフードサービスホールディングス株式会社

貸 借 対 照 表

2026 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額 千円	科 目	金 額 千円
【流 動 資 産】	【 17,557 】	【流 動 負 債】	【 19,167,381 】
現金及び預金	9,857	短期借入金	19,060,000
未収入金	7,700	未払金	2,361
その他	0	未払費用	104,560
【固 定 資 産】	【 18,270,473 】	未払法人税等	40
(投資その他の資産)	(18,270,473)	未払消費税等	418
関係会社株式	18,270,473		
		負債の部合計	19,167,381
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 △879,350 】
		(資 本 金)	(10,000)
		資 本 金	10,000
		(利 益 剰 余 金)	(△889,350)
		繰越利益剰余金	△889,350
		純資産の部合計	△879,350
資 産 の 部 合 計	18,288,031	負債及び純資産の部合計	18,288,031

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2025年 9月 1日
至 2026年 3月31日

科 目		金 額
		千円
【純 売 上 高】		
受託手数料収入	7,000	7,000
売 上 総 利 益		(7,000)
【販売費及び一般管理費】		2,907
営 業 利 益		(4,092)
【営業外収益】		
受 取 利 息	4	
そ の 他	0	4
【営業外費用】		
支 払 利 息	153,880	153,880
経 常 損 失		(149,783)
税引前当期純損失		(149,783)
法 人 税 等		40
当 期 純 損 失		(149,823)

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2025年9月1日 至 2026年3月31日

単位 千円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高					
当期変動額					
利益剰余金の資本組入れによる増資	10,000			10,000	10,000
当期純損益金		△149,823	△149,823	△149,823	△149,823
会社分割による減少		△739,526	△739,526	△739,526	△739,526
当期変動額合計	10,000	△889,350	△889,350	△879,350	△879,350
当期末残高	10,000	△889,350	△889,350	△879,350	△879,350

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

自 2025年 9 月 1 日

至 2026年 3 月31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

2. その他

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

9,642,926株

第 1 期 事業報告の附属明細書

自 2025年9月 1 日
至 2026年3月 31 日

ORDフードサービスホールディングス株式会社

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細

地位及び 担当	氏名	兼務する他の会社名	兼務の内容
代表取締役	高島 宏平	オイシックス・ラ・大地株式会社	代表取締役社長
		株式会社とくし丸	代表取締役会長
		株式会社ベネッセコーポレーション	社外取締役
		株式会社新潟プロ野球団	代表取締役会長
		シダックスヒューマン&フードサービス株式会社	代表取締役社長
取締役	小崎 宏行	オイシックス・ラ・大地株式会社	取締役
		シダックスヒューマン&フードサービス株式会社	取締役
	松本 浩平	オイシックス・ラ・大地株式会社	取締役
		Future Food Fund株式会社	代表取締役
監査役	地主 尚和	シダックスヒューマン&フードサービス株式会社	監査役
		株式会社とくし丸	監査役

第 1 期 計算書類に係る附属明細書

自 2025 年 9 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

ORDフードサービスホールディングス株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

該当事項はありません。

2. 引当金の明細

該当事項はありません

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科目	金額	摘要
業務委託料	2,100	
賃借料	110	
支払手数料	61	
租税公課	93	
支払報酬	543	
計	2,907	

4. その他の重要な事項

該当事項はありません

以上